

別記様式第2号（法第16条第3項関係）

公 告

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第16条第2項第3号の規定により、基本計画に特定区域を定めるため、同条第3項の規定により公告し、公衆の縦覧に供する。

なお、同条第4項の規定に基づき、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該事項について福島県に意見書を提出することができる。

令和8年8月3日

福島県知事 内堀 雅雄

記

- 1 定めようとする特定区域の区域
鮫川村全域
- 2 当該特定区域において実施する事業活動の内容
「福島県みどりの食料システム基本計画」改定案別添のとおり
- 3 縦覧期間・場所及び方法
令和8年8月3日から令和8年8月17日まで
福島県農林水産部農林企画課ホームページに掲載
- 4 意見書の提出方法・提出先
 - （1）提出方法
次のいずれかの方法により、別紙様式を提出してください
電子メール： kikaku.aff@pref.fukushima.lg.jp
郵送・持参：〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
 - （2）提出先
福島県農林水産部農林企画課